

平成21年6月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成21年6月11日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 一般質問

開 議

平成21年6月11日（木） 午前10時00分開議

○議長（高橋秀男君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（高橋秀男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、岩瀬洋男議員の登壇を許します。岩瀬洋男議員。

〔4番 岩瀬洋男君登壇〕

○4番（岩瀬洋男君） それでは、定住者促進による地域活性化につきまして、質問をさせていただきます。

外房の中央に位置する勝浦市は、自然豊かな海や山に囲まれ、農業、漁業を基幹産業とし、観光を中心に古くから都市住民との交流により発展してきた地域であります。しかし、長年にわたる若年層の都市部への流出、それに伴う少子化と高齢化率の上昇、農業や漁業従事者の高齢化と後継者不足、夏季観光客の減少、そして宿泊者の減少、このように構造的に地域の購買力が低下し、衰退に拍車がかかってまいりました。一方で、都市住民は、自然の中で人のぬくもりの感じられる田舎に生活の場を求め、週末の田舎暮らしや退職後にそれらの地域で生活を希望する人が増えてまいりました。

昨年12月に国立社会保障人口問題研究所から5年ぶりに将来の市区町村別推定人口が発表されました。それによりますと、勝浦市の人口は、今から11年後の2020年に1万8,568人となり、それから15年後、今から26年後になりますが、2035年には1万5,124人という推計が出ております。1958年、昭和33年に3万を超えていた人口が、市制77年の2035年にほぼ半減することがわかります。

また、ふるさと回帰総合政策研究所の昨年のデータによりますと、現在の2地域居住と田園移住の実践者は197万世帯で、普及率は4.4%、これが3年後の2012年には2倍の400万世帯に増え、13年後の2022年には716万世帯に達すると予測しています。2022年時点での普及率は18.1%となり、セカンドホームの所有が進んでいるスウェーデンに肩を並べる見通しとなり、経済効果に関しても、田園移住や2地域居住の市場規模は3年後の2012年に8兆円になると予測しています。

このような状況の中、全国各地の自治体では、それぞれの思惑の中、移住や2地域居住等に関する施策を展開中なのはご承知のとおりであります。

近隣を見れば、鴨川市は平成19年10月にふるさと回帰支援センターをリニューアルオープンさせ、都市と農漁村の交流拠点とし、移住者や移住希望者などを対象に空き家、農地などの提供を行っております。以来、今年4月までの19カ月間において、窓口相談516件、電話相談302件、その他来所300件、結果、センターを通じての移住者18件、36人、2地域居住1件4名の実績を上げており

ます。

いすみ市では、いすみ市定住促進プランの中で、「市民と連携、協働しながら定住促進に向けた施策を総合的かつ戦略的に展開し、魅力的なまちづくりを展開していくことを目的とする」とし、市民と行政の連携、協働をうたったコンセプトで事業推進中であります。

北海道伊達市のウェルシーランド構想では、少子高齢化が進む中で、高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるとともに、高齢者ニーズにこたえる新たな生活産業を創造し、働く人たちの雇用を促進して、豊かで快適なまちづくりを目指すとし、高齢者が住んでみたいまち、女性・若者が働きがいのあるまち、働く人が住みたいまちというコンセプトで、この定住施策で大きな成果を上げているのはご承知のとおりであります。

しかし、いきなり移住となるとなかなか決断できない人も多いということで、生活の基本を都会に置き、時々田舎暮らしを楽しむ2地域居住者の招致を施策としている自治体も多いようです。この2地域居住は、定住に比べると経済効果は小さいかも知れませんが、受け入れる市町村として、医療費負担などの行政コストがかからないといった大きなメリットがあります。

一昨年、建設経済常任委員会で訪問した長野県松本市の四賀地域にあります坊主山ラインガルテン53区画と緑ヶ丘ラインガルテン78区画の滞在型市民農園は2カ所、合計131区画、事業費合計14億8,000万円、国庫補助率50%の事業で、1区画の敷地全体面積は270から300平方メートルで、建築面積が27から30平方メートル、畑面積は100から120平方メートルの広さであります。年間使用料1区画、10から49万円、それが131区画ですから、収入額おおよそ4,000万円になります。そこからランニングコストや市町村負担金を差し引くと、1年間の残金が700万円ほどになり、それを大規模修繕のために基金として積み立てているとのことでした。

1カ月の利用状況は100%、平均利用日数は5から10日が多いようですが、利用者の半数以上は首都圏の利用者のようであります。ほぼ毎日住み着いてしまった人もいるようでした。

ただ、平成17年に当時の四賀村が松本市と合併したことによって、このラインガルテンの新たな展開は厳しいようで、人を増やしたい人口6,000人強の四賀村と、20万人を超える大きな松本市では、考え方が異なることは理解できる場所でもあります。

特徴的だったのは、田舎の親戚制度というものが、ラインガルテン入園者は、田舎の親戚という地区の市民ボランティア1名と親戚関係を結び、積極的な交流や畑作業の協力などのアドバイスをもらうというもので、逆に地区住民は利用者との交流を通して、異文化に触れ、地区の活性化につなげるという、入園者と市民の連携を保つ一つのアイデアだと感じたところでもあります。

このように、定住者促進にしる、2地域居住者促進にしる、それぞれの自治体が方向性を明確にすることが初めの一歩であるということは言うまでもありません。

特に移住を希望される皆さんは、希望に満ちた田舎暮らしといったような甘い言葉に踊らされることなく、一時の夢でもなく、生涯にわたって打ち込める仕事や趣味があってこそその移住だと思います。我々迎える側も、人の一生を左右させるという認識を持ち、いかにもブームのように安易に田舎暮らしを進めることは慎むべきことだと思っています。しかし、既に勝浦に移住された皆さんの感想を聞いてみますと、勝浦市への移住、2地域居住を希望しても十分な情報がなく、どこに相談してよいかわからないという話を聞きます。せっかく移り住むなら、間違いのない選択をしてもらいたいものだと思います。

このような田舎暮らしの希望者に対して、受け入れ体制を確立させ、情報提供や支援を行い、地

域資源を活用した都市住民との交流や新規定住者の促進に取り組み、人口を増やしていくことが地域活性化につながっていくと考えます。

そこで質問になりますが、定住促進や2地域居住希望者の受け入れを推進すべきと考えますが、現在までの取り組み状況と今後の施策の必要性についてお伺いしたいと思います。

次に、行政側がリーダーシップをとって、市民やNPO等とまちづくりのための協働組織をつくり、一緒に定住施策を研究、推進することが望ましいと考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

また、勝浦移住への行政窓口をつくり、行政が積極的に都市部での相談会等へ参加し、希望者を募る方法もあると思ひますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

次に、定住者促進施策と市町村耕作放棄地対策計画との連携について質問させていただきます。

年々増える耕作放棄地の解消へ、千葉県は耕作放棄地対策基本方針と再生利用推進計画を策定いたしました。

4月7日現在の暫定値ではありますが、勝浦市の農地面積1,517ヘクタールのうち耕作放棄地は240ヘクタール、そのうちの緑判定という人力、農業用機械で草刈り、耕起、抜根、整地を行うことにより耕作することが可能な土地119ヘクタール、そしてまた、そのうちの農用地区域内と呼ばれる最優先で農地復元に取り組む面積が82ヘクタール、この82ヘクタールの耕作放棄地を最優先に解消していくこととなります。

基本方針には、具体的な解消対策として、市町村、市町村農業委員会、JA、土地改良区など関係機関、団体で構成される市町村耕作放棄地対策協議会を主体とし、国、県及び千葉県耕作放棄地対策協議会の支援のもと、市町村耕作放棄地解消計画を基本に推進すると記されております。

今回の基本方針は、新規就農者、NPO、県民による利用促進や市民農園、体験農園の整備促進をうたい、体験観光、都市農村交流など、地域活性化に向けた取り組みへの支援も関連事業としております。

移住希望者や2地域居住希望者は農業に興味を持つ人も多く、定住促進や2地域居住施策とまさしく連携していける方針だと思ひます。

そこで質問に移りますが、耕作放棄地対策協議会設置を機会に農地活用と定住促進2地域居住者促進施策を連動させ、市町村耕作放棄地解消計画の中に反映させていく必要があるのではないかとと思ひますが、お考えをお伺いしたいと思います。

また、耕作放棄地対策協議会はいつごろスタートさせようとしているのか、そのときの構成メンバーをどのように考えているのか、そして、耕作放棄地解消計画はいつごろをめどに作成しようとしているのか、お伺いしたいと思います。

そして、県が窓口となる耕作放棄地を借りてもよい、手助けしたいという意思のある農業者や県民で構成されるという活用支援応援団の対応をどのように行っていくつもりなのか、勝浦市での人数や募集、選抜方法などがわかりましたら、お伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高橋秀男君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの岩瀬議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、定住促進による地域活性化について申し上げます。現在までの取り組み状況と今後の施

策の必要性についてであります。これまで県主催による定住交流促進に係る担当者会議や県ホームページにおける地域紹介等に関する会議、また庁内では関係課による定住交流促進事業に関する打ち合わせ会議等を開催し、定住交流施策の必要性、有効性等について協議してきたところであります。

このような中、昨年4月に市民農園を開設したほか、ホームページも立ち上げ、本市への定住情報を発信しているところであります。

このほか、県のポータルサイト等への情報掲載、または問い合わせ等につきましては、資料の送付や相談に応じております。

なお、今後の施策の必要性についてですが、現在の人口減少社会において、人口流入につながるばかりでなく、農村部における遊休農地の有効活用や団塊世代の豊かな経験や知識、さまざまなネットワークを生かすことにより、地域の活性化を図ることが可能なことから、その必要性は十分感じております。

2点目の行政側がリーダーシップをとり、市民やNPO等との研究推進についてですが、市民やNPO等と一緒に定住施策を研究推進することは必要であると考えます。

今後のまちづくりへ課題を再認識する手法として、まちづくりワークショップの開催を検討したいと考えます。

3点目の勝浦移住への行政窓口をつくり、行政が積極的に都市部での相談会等へ参加し、希望者を募ることにつきましては、移住希望者が移住されたのちの生活上の相談まで考えた場合、行政だけで進めることの限界を感じますが、行政窓口を含め、今後、十分に検討してまいりたいと考えます。

次に、定住者促進施策と市町村耕作放棄地解消計画との連携についてのご質問にお答えいたします。

まず、耕作放棄地対策協議会の設置についてであります。勝浦市では国の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱に示された準則に基づき、本年5月12日付で勝浦地域耕作放棄地対策協議会規約を制定し、同日、設立総会と第1回通常総会を開催したところであります。

本協議会の委員につきましては、いすみ農業協同組合勝浦基幹支所長、千葉県夷隅農林振興センター次長、並びに企画振興課副主幹、勝浦市農業委員会事務局長、勝浦市土地改良区主任主事及び勝浦市農林水産課長の6名で構成しております。

次に、耕作放棄地解消計画の策定期間についてであります。農業委員の協力を得て、昨年5月から実施した耕作放棄地全体調査の結果を現在分析しておりますので、農地として再生可能な土地をどのような方法で再生にもっていくかを、今後、勝浦地域耕作放棄地対策協議会で支援策等を協議し、その結果を踏まえて、耕作放棄地解消計画を策定することになりますが、大字ごと等の区域における代表的な取り組みの概要を計画に盛り込むため、相当な事務量にもなりますが、遅くとも本年10月末までには策定したいと考えております。

次に、定住促進、2地域居住者促進施策を連動させ、市町村耕作放棄地解消計画の中に反映させていく必要があるのではないかとのご質問でございますが、耕作放棄地の発生は、食料自給率の向上を阻害するばかりでなく、雑草の繁茂等による病虫害の発生源になったり、イノシシやハクビシンといった有害鳥獣のすみかになるなど、地域環境に悪影響を与えております。

しかし、耕作放棄地を地域の大切な資源ととらえ、これらを解消するための方策として定住促進、

2 地域居住者促進施策については、有効な手段の一つと考えますので、今後、勝浦地域耕作放棄地対策協議会で十分検討していただき、その結果を踏まえ、耕作放棄地解消計画への計上を検討していきたいと考えます。

次に、県が窓口となる耕作放棄地活用支援応援団への対応についてであります。この事業は議員がおっしゃるとおり、耕作放棄地を借りてもよい、あるいは耕作放棄地の解消を手助けしたいといった意思のある人を募り、その人材に対し、市町村の把握した耕作放棄地を農業委員会があっせんできる仕組みであります。

現在、千葉県では募集要綱を策定中のことですので、詳細が明らかになりましたら、「広報かつうら」や市のホームページ等でお知らせする予定であります。

以上で岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○4番（岩瀬洋男君） どうもありがとうございました。今、まちづくりワークショップとか、いろいろ新しいことが出てまいりましたので、また後ほど2回目の質問と関連して取り上げさせていただきたいと思っておりますので、もう少ししゃべりたいことがありますので、先にそちらのほうを話させていただきたいと思っております。

移住に関しましては、移住者の方が高齢になって、医療や介護が必要になったときに、地域の皆さん、すなわち我々の負担が増えることとなります。したがって、この施策自体は目先の利益にとらわれていって、長期的な視点が欠けているという指摘があります。また、2地域居住に関しても、1年の何分の1しか使わない住宅に貯蓄の多くを使って、それほど多くの人に来るだろうか。年金給付も縮小傾向にあり、何よりも貯蓄率も下がっている。上の世代よりも生涯収入も少なくなっている。多くを期待するのは現実的ではないという指摘もあります。これはたまたま私が読んだ元大蔵省主計局主計官で政策研究大学院大学教授の松谷明彦先生という方の指摘であります。今後、100年以上人口が減り続ける時代をどう生きるかという「2020年の日本人」という本にそのように書いてあります。

すばらしい前向きで希望的な本なんですが、そこだけとらえますと、若干否定的な文面があります。実際、個人的にいろいろ話をしましても、そのように考えておられる方も数多くいらっしゃいます。それを別に否定するつもりではありません。

いろいろ指摘はあります。でも、結局のところ、どうあがいても人口の減少と高齢化社会が長期的に続いていくことには変わりはないわけです。

でも、我々はその中で集落の消滅も防いでいかなければならないし、活力に満ちた地域を目指していかなければならない。そうだとすれば、そのために今、何をしていくことが未来につながるのかということになるのだと思います。

幸い、勝浦市には、皆さんが非常に苦勞されている観光という市外からのお金を稼ぐ大きな活力の源があります。この観光に並ぶもう一つの柱になり得るものは何かないのか。永続的に活性化につながるものは何かないのかと考えたときに、人が減ることが問題なら、人を増やすことはできないのか。市外の皆さんが勝浦市に移り住みたくするようなまちづくりを目指してみることはできないのかと考えるのは当然で、それなら実際に移住者を増やす努力をしてみてもどうか。それが耕作放棄地の解消にも連動していく。その努力が、いずれ若者たちにも魅力のある勝浦市になっていく。そして、地域文化の継承にもつながっていく。必然的に活性化につながり、次の世代につながって

いく、そう考えるのも、また必然だと思うわけです。ほかの自治体でも同じように考えているのだろうと思います。

それから、我々は既にこの施策に関しては後発ですから、ほかの自治体の皆さんの知恵や努力と成功事例や失敗事例も学べるという大きな、大切な余禄があります。そして、これは何よりも体験交流や観光とも連動できるということを忘れるわけにはいきません。

ですから、定住、これは突破口でありまして、決して長期的な視点に欠けているわけでもないし、現実的でなくもない。すなわち現実的な問題。その辺は十分認識しておりますので、そのところではご理解をいただきたいと思います。

現在、市内にもそのようなことを目的に、行政の皆さんと一緒に議論できるように準備を進めているNPOがあります。そのNPOは、県への申請が終了しましたので、8月か9月に認証される予定になっております。

ここまでが今回の質問の私の基本的な考え方であります。

ここから少し中身に触れていきたいと思います。その土地を理解していない移住者の皆さんが増えていけば、考え方も異なり、トラブルが増えることも懸念材料の一つであると思います。一昨年7月に我々新世クラブ会派の人たちで岐阜県飛騨市に視察に行っていました。

飛騨市は農協や商工会が出資した田舎暮らし斡旋支援公社に、地元の人々から空き家や田畑や山林情報を登録してもらって、都会の田舎暮らし希望者への空き家の紹介、農業指導、就職のあっせん、仲介をいたしておりました。

移住希望者の方々は、事前に公社へ登録するわけです。そのときの登録資格に、移住後、町内会に加入し、積極的に地域活動に参加できる方というのがあって、誓約書を書かされるということです。飛騨の冬は寒いそうです。家に引き込まれて凍死でもされたら困るでしょうし、地域活動に参加していれば、元気な印ということだと思います。

空き家にしても、田畑にしても、民間だけでは情報は得られませんので、公社化する方法は一つの考え方だと思います。近所とのトラブル防止とかにも役立つことがあるかもしれません。

また、飛騨市の場合、中古リフォームの補助として、都会から田舎暮らしを希望し、飛騨市にある空き家を購入、もしくは賃貸して、住民登録をした方で、風呂、便所、台所、洗面所のリフォームをした人は、要した費用の2分の1以内で200万円を上限に補助しています。この補助は、公社からではなく、市からの補助になります。

賃貸、買い取りは市の担当で、公社はあっせん、仲介、支援が仕事になります。

果たして飛騨市の200万円は多いと見るのか、少ないと見るのか。移住者の地方税を幾らと見るのか。経営者としての判断になってくるのだろうと思います。ちなみに、鴨川市はこのような補助はいたしておりません。その他の自治体でも、補助する場合は50万円程度が多いように感じています。

定住といいますと、農地の関係が比較的多く語られますが、ほかにも定住と海、定住と趣味。例えば、現在市内で人気を集めているサークルに太極拳と卓球がありますが、どちらも中心で活躍されていていらっしゃるの勝浦に移り住んでこられた方々であるのは、ご承知の方も多いと思います。活動を通じて、多くの皆さんの健康維持に貢献されておられます。医療費がかからない努力でもあります。このように定住と生涯学習も大きなテーマであります。

定住と福祉、定住と介護、定住とお墓、定住と安心・安全、移住者にとって大切な福祉・医療や

地域ケアの体制、交通手段の問題、購入した住宅の再流通の問題など、今住んでいる我々も同じ問題を抱えていることも多いと思います。

今、財政状況が厳しいことも、行政が担う仕事にも限界があることは、ほとんどの市民の皆さんは気づいています。これからの行政の役割は、いかに協働やパートナーシップという考え方でNPOなどの市民と新しいものをつくっていきけるかということだと思えます。

現在、各地で協働のまちづくりが進んできているようでもあります。すなわち、自分たちの住む勝浦市は、こんな町にしたいとか、こんなふうになってほしいという思いをみんなで実現していく。民間と行政がそれぞれの立場で、お互いのやるべきことや協働でやるべきことなど、役割分担して、知恵を出し合って、協力して進めていく。いずれ、そんな協働のまちづくりができれば素晴らしいと思います。

そこで、ここから質問になりますが、まず滝本企画課長への質問になりますが、定住促進は次の勝浦市総合計画のまちづくり施策の主要な計画の一つになり得るテーマだと私は思っているんですけども、また協働のまちづくりに対しても考えていかなければいけないテーマだと思えます。先ほども、今後、その必要性があるというふうにご答弁はいただきましたので、最初の質問なんですけれども、定住促進事業を今後、推進していくわけですけども、どんな形で推進していくことがいいかということで、課長の率直なご意見をお伺いしたいと思います。協働のまちづくりに関する事業の推進ということに関しましても、ご見解をいただければと思います。それは先ほどのまちづくりワークショップも含めてなんですけれども、その辺と絡めてご答弁いただければありがたいと思います。

次に、平成23年度から次期総合計画が始まるわけですけど、主要計画の事業選択のプロセスという過程と、どういうふうな形で主要計画として選択が行われていくのか、だれが考えていられるのか、そういう過程と、おおよその日程で結構でございますので、いつごろをめぐりにそういうことを考えているのか、こういう形で進めていくんだという総合計画に関する進め方を2つ目の質問としてお願いしたいと思います。

3つ目です。各地の協働のまちづくりに関する条例を見てみますと、市民提案制度が一つの目玉となって制定されております。しかし、現在、勝浦市にはそのような条例はありません。定住促進施策のように、市民からの事業の提案はどのような手続をもって行えばよいか、事業計画に反映させることができるのか、教えていただきたいと思えます。

次に、財政課長に1点だけ質問させていただきます。課長は、一昨年3月まで企画課長として、そのときにこの定住者促進に関しては本会議でも答弁されております。また、本年3月までの農林水産課長時代には耕作放棄地対策や市民農園の立ち上げに関係されておまして、状況はよくご理解いただけるのではないかと思います。

質問は、この定住あるいは2地域居住施策の事業なんですけども、例えばNPOと協働で市民農園をつくったり、あるいは空き家情報を収集して提供したり、場合によっては飛騨市のように修繕費を支払ったり、相談窓口を設置したり、都会でセミナーを開催したり、パンフレットをつくったり、やることはたくさん待ち受けています。そして、当然のことながら、施策遂行に当たってはお金がかかります。しかし、協働組織と考えれば、NPO、市民側との仕事の割り振り方、利益の獲得の仕方によっては、行政サイドの支出は大きく抑えられると思っております。その点について、課長のとらえ方はどうなのかという質問でございます。その辺のご見解を伺いたいと思えます。

農林水産課長への質問で、先ほどの内容でおおむねわかったのですが、今後、耕作放棄地対策協議会で専門家の皆さんでの検討は進んでいくということでございます。繰り返すようですが、我々は都会からの定住希望者の方は、比較的畑いじりを希望される方が多いということで、その受け皿としてNPOをつくって、いずれ市民農園のようなものをつくって、結果、耕作放棄地を多少なりとも減少させていきたいというふうに考えたわけですね。県の方針では、耕作放棄地を減少させるためにNPOを活用して市民農園をつくって、都会の皆さんに参加してほしいということですから、その部分では相思相愛というか、まさしくパイプがつながった状態だと認識することができると思います。ぜひ、そのような方向で、協議会の中でも定住促進のために農地の活用促進をお願いしたいと思いますが、農林水産課長のお考えを伺っておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、定住関係についてお答えいたします。先ほど定住に関しては医療、介護が増えてという否定的な見解も示されたところでもありますけれども、ある雑誌では、大学教授になりますけれども、確かに介護の人たちが来ますと、市町村負担が増えるというような見解もあります。しかし、60歳代は非常に元気で、70歳後半以降に要介護者が増えるというような統計もありまして、定年退職して亡くなるまで高齢者は大きな消費主体になると。また、8割以上の人には亡くなるまで元気で暮らしていると。高齢者が増えると負担が増えるという考え方ではなくて、定年退職したらすぐに来てもらえるような施策を考える必要があるというような話も出ております。このような人口減少社会におきまして、人口減少自治体を初めとする地方がどうやって地方の活力を維持し、さらなる活性化を図っていくかということは重要な課題と考えております。

そこでどんな形で進めていくのかということでございますけれども、県内でも、先ほどお話に出ました鴨川、いすみ市でもございます。館山とか南房総市等々、先進的な事例もあります。この推進に当たっては、行政だけではなかなか限界もあると感じております。例えば不動産関係にしても、その仲介的なものというものは宅建法とか、いろいろそういうものにも抵触する場合もあるというようなことから、今後、民間の団体、あるいは協議会的なものになるんでしょうか、そういうものと連携して進めていかなければならないのではないかとというふうに考えております。

協働のまちづくりの中で、市長のほうから答弁がありましたまちづくりワークショップにつきましては、現在、まちづくり交付金事業を進めておりますけれども、その中で今後のまちづくりということで、ソフト事業としてそのような協議会の立ち上げ、継続してまちづくりについて協議していく組織というものを現在、検討しております。そういった中で、まちづくりについてイコール定住促進について、そのようなことを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、次期総合計画につきまして、今年度、平成21、22年度、2年間ということで計画策定を進めることとなりますけれども、今年度につきましては基礎調査ということになります。もちろんアンケート調査も含めまして、今までの計画の分析等々も行っていくわけでございますけれども、その柱となるものにつきましては、今後の専門的な分野になるという部分につきましては、専門の業者をお願いするということにもなりますけれども、その辺で協議をして、柱をつくり出していくという考え方でございます。

日程につきましても、今申し上げたように、準備段階ということで、今後はアンケート調査、市

民ワークショップ等々を行い、それを分析して進めていくという日程を組んでおります。

提案制度ということになりますけれども、これにつきましてはパブリックコメントというものを昨年、条例化してございますので、こういった中で計画の原案段階について、市民の意見をお伺いするというような制度も同時に進めていくということになります。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。確かに過去に企画課時代、農林水産課時代に市民農園等、手がけさせていただきました。その辺を踏まえて財政支出のとらえ方、考え方というご質問ということのようでございますけど、基本的にこれからのまちづくりの中で、先ほどもお話ありました協働のまちづくりというものは、大きなポイントになってくると思います。そういう中で、この定住促進に限らず、NPOというものを積極的に行政の中に取り込んでいくといえますか、一緒に協働して地域づくりをしていくという視点というのは、これからはますます増えてくるのではなからうかなと思っています。

いずれにしても、そういうものをつくっていただき、両方で必要なものは考えていかなければならないかなと思っています。まず活動していただいて、地域の皆さん方の評価と、こんなことを言って申しわけないんですが、そういうものによって、ある程度の行政支出というものも考えていかなければならないかなと思っています。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。耕作放棄地の解消対策の一環として、NPO法人を活用した市民農園利用ということのご質問でございますけども、議員おっしゃるとおり、県の方針といたしまして、今回の耕作放棄地の調査に基づきまして、夷隅・安房地域につきましては、耕作放棄地の大半が中山間の谷津田の耕作放棄地が非常に多いということで、県といたしましては、これらの地域につきましてはすぐ営農に結びつけるのは非常に難しい面もあるだろうということで、都市住民が農業体験、農作業体験、あるいは余暇活動が行えるような耕作放棄地の活用を進めるべきだということで、それにはNPO法人等を活用した市民農園も一つの方策であるという方針が打ち出されております。

現在、勝浦市におきましても、昨日も一般質問でご答弁申し上げましたけども、昨年、市内大楠に市民農園を市が立ち上げまして、また今年度も小羽戸地先に、これはNPO法人ですけども、プライムシティー・生きがい村勝浦、そこで市民農園を実際に運営をしております。このNPO法人の現在の状況を申し上げますと、現在、15の方が田畑を利用されておりますが、15人のうち12の方が市外、主に東京の方と伺っております。実際に市といたしましても、このNPO法人の市民農園の開設に当たりまして、いろいろ土地の賃貸借に関する仲介、あるいは開園までの支援について実施しております。先ほど市長答弁でも申し上げましたとおり、一つの方法としては、この市民農園の活用も耕作放棄地対策には十分活用できるというふうに考えておりますので、今後ともこういう団体がありましたら、支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○4番（岩瀬洋男君） どうもありがとうございました。市民提案のこととか、細かくいろいろ確認しなければいけないことはありますが、いずれにしても、これからの話なので、この辺、またよく精査させていただいて、次の機会にお話できればと思います。

通告時間も少なくなりましたので、最後に市長の見解を伺って終わりにさせていただきたいと思

います。

市長が一番ご存じのように、市内には数多くの団体や個人がそれぞれのステージで活躍しているのは、市長があちこち行かれていますから、よくわかると思います。今回、定住者促進による地域活性化を旗印にしたNPOが新たなステージをつくらうとしているということで、今も財政課長のご答弁、皆さんのご答弁にもそういうのを立ち上げて、早く実績を上げてください、ごもつともなことだと思います。

プライムシティーに関しても、去年、勝浦市内で8番目のNPOで、先ほど私が言ったNPOがもし認証されれば、9つ目のNPOになります。

私が推察するに、市長も恐らく、市民からのうねりというのか、立ち上がりがある程度待っているのではないかと思います。本当は、時間があれば、市長が以前言っていた端境期の話とかいろいろもっと細かいことで話をしたいということはあるんですけども、そういう部分で、そういう立ち上がりが上がってくれば、行政と一緒に、いろいろこれからやっていけるということも可能性が出てくるのかなというふうには思っています。

最近、読んだ記事で、NPOと行政の協働に関する特集がありまして、実際、コミュニケーションがうまくとれず、協働そのものの数を減らしてきている自治体が4割あるそうです。やればうまくいくというものでもない。多くの壁があるということもよくわかっています。しかし、全国的に見れば、NPOと行政の協働に取り組む自治体が増えてきていることも、事実であります。県内の自治体でも協働のまちづくりに関する条例、佐倉とか君津のものを読んでみても、そんなに変わりませんが、そういうものをつくるどころがどんどん増えてきています。

勝浦市は、条例こそありませんが、観光協会とか指定管理者とか、あるいはイベントの開催なんかに限っては、完全に協働のような形で行っているという事業の実績があると思っています。

そういうことも踏まえて、この移住に関するテーマは、二、三年前に一度は企画課とか農林水産課で検討が始まったテーマで、必要性も今日、いろいろご答弁いただきまして、農地の活用も含めて、その辺、庁内のほうでも再度、どういうふうに進めていったらいいかという俎上に乗せていただければと思います。

その上で、行政が中心となる、一緒でももちろんいいんですけど、NPOと民間団体とともに、勝浦市の活性化のために定住者促進策に取り組んでほしいと考えるわけですが、その点につきまして改めて市長の見解をお伺いいたしまして、私の質問は終わりにします。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） ただいまの議員の質問に対して、定住促進による地域活性化、私は市長でありながらこういうことを言うのは、非常にぎんきにたえないんですが、他の市町村と比べると、この点においては当市はウイークポイントであると、そう考えております。

従来の農業基本法とういものが、時代にそぐわなくなって、その法律が食、農村という形で個々に取り上げていかなければならないほど、農業の問題、農村の疲弊の問題、そして食料の問題、まさに従来から言われる瑞穂の国の主たる産業であった農業が今どうなっているのかというふうに関心されているわけです。その中において、農村の衰退は、どこでも同じように行われつつある。残念ながら、一つ部落が廃墟と化して、人々が都会へ出ていってしまっているというようなところもよくあるようです。

したがって、私はこの問題については、NPOの立ち上げが一つ終わりました。具体的に活動が

始まっておる。その場所も私、見てまいりましたけれども、日本の農業の姿を見るような土地柄の土地です。そういうところでもやろうというNPOの方々がいるという思いを私は大事にしていきたい。したがって、NPOの方々の刺激を、逆に私たちに与えていただきたい。そういう歩みは遅過ぎるよと、遅いんだよと。こうしてもらいたい、こうおれたちも協力するよ、そういうことが協働のまず基本であろうと考えますので、私の思いは今、率直に述べさせていただきましたので、この点でご理解をいただきたい、そう思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

根本 譲元議員の登壇を許します。根本 譲議員。

〔3番 根本 譲君登壇〕

○3番（根本 譲君） 私は、平成21年6月の定例会議におきまして、市政に対する一般質問を行います。

言うまでもなく新年度を迎え、新しい体制、新しい決意、新しい環境のもとでスタートするにふさわしい6月定例会であります。議会も執行機関にあっても、車の両輪のごとく、円滑な運営を基本として市民福祉の増進のために最善を尽くしてまいりたいと思うものであります。

今、日本社会は想像をはるかに超える景気後退の中で、今、一段の対策を講じなければ景気は底割れしかねない状況にあります。また、雇用情勢も厳しさを増しております。

そうした中、定額給付金の支給が本格的に始まり、また高速道路料金の大幅値下げや環境対策対応の自動車税減税などによって、多くの住民の皆様にも少し明るさも見えてきました。

時を逃がすことなく、適切かつ大胆に次の一手を打っていくことこそが政治に求められている重要な課題であります。

そして、今こそ政治が優先して取り組む重要な課題は、生活への安心対策の確立であります。生活の安心があつてこそ、初めて経済の活力も生まれるのであります。よって、本市にありましても、市民の安心感をはぐくみながら、将来の勝浦市を見据えた必要な施策を着実に進めていくことが市民の信頼と期待にこたえられる理想の市政であると確信するものであります。

そこで、通告に従いまして質問してまいりますが、市長並びに関係課長の自信と確信に満ちた、ひとしく多くの市民が理解し、納得できる明快な答弁を期待するものであります。

初めに、国が示した各種予算と勝浦市における具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

深刻な経済危機から国民生活を守るため、政府与党は2008年度第1次補正及び2009年度第2次補正予算の成立、並びに関連法案が可決、成立したことは記憶に新しいところであります。そして、2009年度の税制改正法案等の成立によって生活の安定を目指す内容が実現化されたところであります。さらに政府与党は、新たな経済危機対策として、財政支出が15兆4,000億円を見込む規模が提案されたものであります。

こうした万全の体制で、国も地方自治体も連携のもと運営され、大きな成果が実現できることは、経済危機克服の決め手となることは極めて明るい内容であります。とりわけ2008年度の第1次、2009年度の第2次補正予算等で生活者支援、雇用対策、中小企業支援、地域活性化対策を見込んだ

予算措置が特徴となっているのであります。

具体的に質問いたしますが、まず、勝浦市における地域活性化経済危機対策臨時交付金についてであります。

概要として地方公共団体が経済危機対策と歩調を合わせ、地域温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けたきめ細やかな事業を積極的に実施するよう、地域活性化経済危機対策臨時交付金を交付するというものであります。

総額の金額規模は1兆円、都道府県分が4,000億円、市町村分が6,000億円となっております。ちなみに、交付金算定の試算額を見ますと、千葉県にあつては93億円と伺っているところでありますが、勝浦市にはどのくらいの試算額なのか、お聞かせください。また、こうした貴重な財源確保につきましても、市長を中心として財政課、総務課、企画課等々が連携し対応されるものと思いますが、どのような計画のもとに取り組みされているのか、お答えください。

次に、緊急雇用創出事業臨時特例交付金についてであります。今、最大の課題となっております雇用問題、政府はこれに対し、2月に発表した医療、介護、環境など10分野206項目のモデル事業例を取り上げ、示された雇用支援策の中で、地域雇用創出は各自治体が地域の実情を踏まえた取り組みが求められております。勝浦市においては、どのような事業計画を考えているのか、答弁を求めるものであります。

次に、安心子ども基金の運用と活用についてお尋ねいたします。地域を元気にするという視点から、今回成立した安心子ども基金の活用につきましても、地域の特徴を生かして行政効果が上げられる内容としなければなりません。そこで本市にありましても、この安心子ども基金の運用計画につきましても前向きな答弁を求めるものであります。

第2点目に、教育行政への取り組みについてお尋ねいたします。

初めに、今回、政府与党が決定した経済対策に含まれているスクールニューディール構想に高い関心が寄せられています。この構想が注目される背景には、世界が同時不況の局面を迎える中、中長期の成長戦略を踏まえた経済構造を変革する視点が含まれているのであります。同構想は、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を推進させようとするものです。具体的には、公立校を中心に太陽光発電パネルの設置などエコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化、校内LANの充実など、ICT環境などの整備をしようとするのがねらいであります。こうして全国の学校が21世紀にふさわしい学校へと大きく進化することが期待できるものであります。

各施設の実施に当たっては、地方自治体の財政負担分を大幅に軽減する臨時交付金が設けられました。このため、財政状況の厳しい市町村などで滞りがちだった公立学校の施設の整備改修が一気に進むことが期待されます。このような国の政策の実現に対しまして、勝浦市教育委員会として、この構想をどのように理解して受け入れようとしているのか、基本的な見解を求めるものであります。

あわせて、子供を取り巻くネット環境について質問いたします。

文部科学省が本年1月から3月まで実施いたしました学校裏サイトに関する調査は、改めて問題の厳しさを浮き彫りにいたしました。そもそもいじめは見つけるのが非常に困難で、見極めにくい側面があります。これがネット上で行われた場合、解決は一層困難になります。

これまでのいじめは、被害者と加害者を物理的に引き離すことにより解決に結びつけることもできましたが、これがネットで行われた場合、物理的な距離は無関係となり、さらにネット特有の匿

名性から直接関係のない生徒まで呼び込み、いじめを増幅させかねない危険性があります。しかも、親も教職員の側もその危険性にまるで気づいていないというのが現状です。

以下、少々込み入った話をさせていただきます。

現代の子供を取り巻くネット社会には、大人の側が絶対に知っておかなければならない有害あるいは有害になり得るツールやサイトがあります。1つはプロフサイトです。これはプロフィールサイトの略で、自己紹介をネット上に掲載します。そこに子供自身が実名を載せてしまったり、みずからの写真、その写真についてもいろいろな写真があるわけですが、そのような写真を載せてしまってトラブルが生じたりします。このプロフサイトは、子供たちの出会い系サイトだという見方もあります。

第2に、プリクラ、写真投稿サイトがあります。これも写真掲載にかかわるトラブルですが、ここではみずからの写真だけではなく、当然、他人の写真の掲載もあります。

第3に、自殺、犯罪指南サイトがあります。最近では、大麻などの取り引きサイトも出てまいりまして、非常に注意しなければならないサイトです。

第4に、ブログや個人のホームページです。子供自身が安易に個人情報を載せてしまい、トラブルに巻き込まれたりしております。

第5に、出会い系サイトそのものであります。警視庁は、昨年7月から9月までに出会い系サイトの関連の241件の事件で被害に遭った18歳未満の児童206人の聞き取り調査を発表しました。それによりますと、実際に10人以上の相手に会ったと答えた子供が約2割です。その他にも危険と思われるサイトが数多くあります。

文部科学省の今回の調査によりますと、ネットいじめの温床となっている学校裏サイトは、全国に3万8,000件あるとのこと。研究者の中には、そんな数ではなく、ほぼすべての学校にあるという人もおり、恐らくそのとおりでらうなと思います。

このような既に社会問題化している学校裏サイトやその周辺のネット環境の最も深刻な点は、大人が知らないという1点にあります。子供のことは親が決めるべきだというのが基本中の基本ではありますが、その親が肝心な情報を何も知らないのが問題の根源です。携帯を持たせたのは、あくまでも親の判断であり、学校裏サイトの問題は実は学校の問題というよりも、むしろ親の問題なのでしょう。

それを踏まえた上で、教育長に幾つかお尋ねをいたします。

第1に、私が最初に述べた有害ないし有害になり得るサイトやツールの危険性、あるいは問題点を県の教育委員会がどう認識されているのでしょうか。

第2に、こうした有害ないし有害になり得るサイトやツールに対し、勝浦市教育委員会はどのような取り組みを行っているのでしょうか、具体的な事例を含めて答弁を求めるものであります。

次に、介護サービス事業についてお尋ねします。介護の現場は、大変なストレスの毎日であり、報酬は安く、一生懸命お年寄りに尽くしても、その方が亡くなったときには感謝されないどころか、憎まれたりものしられたりすることもあるようであり、一方、場合によっては、介護ミスがあったのではないかと疑われ、訴訟リスクすら抱えております。

介護に当たる人たちは、お年寄りから信頼される人格と同時に、習得が難しい高度な介護技術を要求されるにもかかわらず、嫌な思いをするほうが余りにも多いために、幾ら募集しても人材は来ない。たとえ来ても、すぐ失望して辞めてしまう。

一方、今現在、お年寄りが特別養護老人ホームに入所したいと希望しても、もちろん入れるものではありません。待機者が何千人という自治体もざらにあると言われております。ところが、待機者がそれほどを占めているならば、さぞかし特別養護老人ホームは満杯なのかということ、実はそうでもありません。あいている特別養護老人ホームが都市部にもあるのです。なぜか。要するに、介護する人がおりません。入所したい利用者があふれるくらいいて、そこに入所してほしいと願っている施設がたくさんあるにもかかわらず、人手不足のために両者の合致する希望がかなわないという情けないミスマッチが、あちこちで起こっているのが現状のようであります。

さて、こうしたお年寄りの施設の職員は、ある意味で究極の苦情処理係です。家庭ではどうしようもなくなって、しかも、病院でもどうしようもなく、施設に入所される方が少なくありません。この究極の苦情係の待遇が改善されなければ、幾ら募集しても担い手はなく、定着するはずがありません。

このほど介護職員の待遇改善がなされる運びとなりましたが、医療現場を含め、利用する側も従事する側も、ともに一層、希望の持てるやりがいのある施設や職場にしていかなければならないと、改めて思っている次第であります。

さて、介護の現場で介護保険法改正により、介護サービス事業者の指定更新制度が設けられました。ただし、県が所管する箇所と市町村が所管する違いはあっても、既に勝浦市も何件かの申請を受けていることと思います。これにより、指定業者は6年ごとに指定の更新を受けなければ事業の継続ができないことになりました。こうした介護サービス事業に係る大きな制度変更を踏まえた上で、以下の3点についてお伺いいたします。

第1に、平成18年4月の介護保険法の改正により、介護サービス事業者の指定更新制度が導入されたが、更新の状況はどうなっているのか。

第2に、更新の対象となる事業者に対して、その手続にはどのような指導を行っているのか。

第3に、介護職員の待遇問題は極めて重要であると思うが、申請の審査や、あるいは指導監査において、勝浦市はどのように指導しているのか、具体的にお答えください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（高橋秀男君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、地域活性化経済対策臨時交付金について、お答えをいたします。この交付金につきましては、昨日、児安議員の一般質問で目的等について答弁させていただきましたが、ご質問の本市の試算額につきましては、交付限度額見込みとして1億5,300万円が示されました。

また、どのような計画のもとに取り組まれているのかとのことですが、市の現状を踏まえ、現在、この目的に沿った事業の選定作業を進めております。

昨日の児安議員の答弁と重複するかもしれませんが、現時点では豊浜保育所園舎等老朽施設の解体工事、総野園施設整備事業、公共施設地上デジタル放送対応事業、農道舗装事業、災害防除事業、河川浚渫事業、排水整備事業、クリーンセンター及び衛生処理場施設整備事業、小学校校舎及び中学校屋内運動場耐震補強設計及び耐震診断業務委託、小中学校エアコン設置・パソコン及びデジタルテレビ整備事業、インフルエンザ対策事業、観光宣伝及び観光案内板設置事業等を考えております。

次に、緊急雇用創出事業臨時交付金について、勝浦市はどのような内容の取り組みを計画したか、具体的な事例についてのご質問であります。緊急雇用創出事業は、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対し、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を提供し、生活の安定を図るため、緊急に実施するもので、雇用就業期間、短期的つなぎ就業にふさわしい事業であり、次の3事業（林道管理事業、市道維持管理事業、勝浦朝市案内業務）の提案をいたしました。その結果、朝市案内業務の事業が採択となり、今回の一般会計補正予算に提案したところであります。

その業務の内容は、400年の伝統を誇る朝市で、朝市案内人として観光客に対応する仕事であります。採用は2人で、7月と8月は毎日、夏のシーズン以外は土・日曜日、祝日、年末年始を中心に活動し、午前7時から正午までが勤務時間で、支払いは時給で、平成23年までの3カ年事業であります。

次に、安心こども基金の活用と運用について、お答えいたします。本基金は、国の平成20年度第2次補正予算に盛り込まれておりまして、都道府県に基金を造成して、待機児童ゼロ作戦と銘打ち、保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応などを実施し、子供を安心して育てるための体制整備を図ろうとするものであります。このことは少子化対策としても大切であろうと認識しております。

事業の概要ですが、主なものとして保育所等整備事業で、保育所等緊急整備事業であります。待機児童受け入れのため、公立を除き、社会福祉法人等が行う施設整備、保育所の新設、保育所の受け入れ枠の緊急確保の事業が主な内容であります。その他、子育て支援拠点施設整備事業があります。

基金造成については、44億円の交付金を財源に千葉県が基金造成をしており、平成21年度、22年度で事業を実施すると伺っております。

なお、県では本件に係る予算を6月県議会に提出されるとのことでありまして、この成立後、具体的な事業提示がされるものと思われませんが、この基金を有効に活用できるよう期待するものであります。

次に、介護サービス事業についてお答えいたします。平成18年4月の介護保険法の改正により、介護サービス事業者の指定更新制度が導入されたが、更新の状況はどうなっているのかについてのご質問であります。市町村が指定する介護サービスとして、住みなれた地域を離れずに利用できるなど、利用者のニーズにきめ細かく対応するサービスとして、地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスがあります。地域密着型サービスには、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護があります。

また、地域密着型介護予防サービスには、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の施設があります。

当市においては、認知症対応型共同生活介護の施設が1カ所で、平成18年に指定いたしまして6年ごとに指定の更新となっておりますので、今回は平成24年となります。

次に、更新の対象となる事業所に対して、その手続にはどのような指導をしているのかについてのご質問であります。指定期間の満了する前に施設に通知し、更新申請に伴う手続につきまして指導していきたいと考えております。

次に、介護職員の待遇問題は極めて重要であると思うが、更新申請の審査や、あるいは指導監査

において、勝浦市はどのように指導しているのか、具体的にとのご質問であります。本市で指定してあります認知症対応型共同生活介護の施設の指導監査につきましては、自己点検シートを活用した書面検査の方法により、人員基準、設備基準、運営基準について行います。

具体的には、人員基準といたしまして、介護従事者の員数は標準数を満たしているか、管理者及び代表者は必要な研修を受けているか等について、設備基準といたしましては、消防用設備及び必要な備品を整備し、点検はできているか、一つの居室の定員及び床面積は基準に適しているか等について、運営基準といたしまして、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申し込み者、またはその家族に対し、運営規定の概要、介護従事者の勤務の体制、その他利用申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付し、説明を行い、サービス提供の開始について利用申し込み者の同意を得ているか、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか等について実施した後、実施検査をいたします。

その結果、基準違反、虚偽報告等が認められた場合には、事業所へ訪問し、指導等を実施し、文書をもって改善報告を求めて、対応していきたいと考えております。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。なお、教育問題につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（高橋秀男君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの根本議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、教育行政の取り組みについてでございますが、議員ご指摘のとおり、スクールニューディール構想とは小中高等学校などが耐震性のない校舎、体育館等の耐震化を図る耐震化や太陽光発電等の自然エネルギー等を利用するエコ化、最先端のICT機器を整備するICT化を集中的に進め、21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実に努めることにより、雇用創出、経済波及効果、地域活性化、国際競争力の向上を図ろうとするものでございます。

このような状況の中、教育委員会といたしましては、スクールニューディール構想に沿って小中学校の施設の整備等について検討してきました。

そこで、スクールニューディール構想をどのように理解し、受け入れようとしているかというご質問に対し、お答えいたします。

教育委員会といたしましては、本構想を前向きに受けとめ、国の第1次補正予算を積極的に活用していきたいと考えております。

まず、第1に、市内小中学校施設の耐震化を推進していきたいと考えています。現在進行中の勝浦中学校の耐震補強等の計画に引き続き、IS値及び優先度調査の結果等を勘案し、市内の小中学校の校舎及び体育館の耐震化に努力していきたいと考えております。

次に、ICT化につきましても、最先端のICT機器の導入に向けて、関係各課等と十分協議しながら検討していきたいと考えております。

次に、第2点目の児童・生徒を取り巻くネット環境についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、近年、携帯電話等の急速な普及により、児童・生徒が携帯電話のメールやインターネットを利用する機会が増加しています。それに伴いインターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用して特定の児童・生徒に対する誹謗中傷が行われるなどのネット上のいじめという新しい形の問

題が生じてきています。また、ネット上のいじめの実態について、保護者や学校は、十分に把握することが難しいということも聞いてきます。まさに子供たちを取り巻くネット環境に対する学校、保護者、地域関係機関等が連携のもと、新たに対応策が急務になってきています。

そこで、初めに有害サイト等の危険性あるいは問題点を県教育委員会はどのように認識しているかについて申し上げます。基本的には、プロフやブログ、掲示板への書き込み等による危険性や問題点を指摘し、フィルタリングの重要性、保護者と児童・生徒の間でインターネットや携帯電話に関する家庭での利用ルールをつくることの大切さ等について認識を深くしています。そして、今後とも児童・生徒への指導及び保護者に対しての啓発を組織的、継続的に進める必要があると言及しています。

次に、市教育委員会の取り組みについて申し上げます。以前より文部科学省や県教育委員会からの関連通知文書等を学校現場に伝達し、有害サイト等の危険性及び対応について呼びかけてまいりました。例といたしましては、文部科学省作成のネット上のいじめに関する対応マニュアル事例集を各学校に配布し、注意を促してまいりました。現在、県警察本部から送付されてきた情報セキュリティ対策のDVD「アクセスの代償 ～あなたの知らないネットの裏側」を各学校に貸し出し、情報セキュリティ対策に関する意識の醸成を図るように努めています。

また、保護者会や地域の方々が学校に集まる機会に、有害サイトに関する内容等について学校側から積極的に情報提供し、対応策について保護者や地域の方々との連携を深めるよう学校に依頼しております。

さらに、この8月に開催する市内の教職員の生徒指導に関する研修会においては、県警察本部等の職員を講師とし、情報セキュリティに関する内容を取り上げ、市内教職員の指導力の向上を図る予定であります。

刻々と変化するネット環境の中で、児童・生徒がインターネットや携帯電話のさまざまな情報の中から自分で有意義な情報を判断し、活用していく能力を身につけ、適正に利用することができるように国や県の情報を的確に把握し、保護者や地域の方々の協力をいただくとともに、関係機関と連携しながら取り組みを進めていきたいと考えております。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋秀男君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） 答弁、ありがとうございました。私から2回目、3回目の質問をする前にお聞きしたいと思うことが1点ありまして、今日の千葉日報で緊急雇用創出で勝浦市、朝市案内人を配置。勝浦市は7月から市内商店街を会場に開かれる勝浦朝市で新たに朝市案内人2人を配置する。国の緊急雇用創出事業に基づく県の基金を活用する取り組み、本年度事業費は約120万円云々と出ています。今回の6月の議会で予算として計上されているわけで、まだ決定じゃないんですね。明日の審議を経て、あと常任委員会へ付託して、最終日に採決して決定というはずですよ。それにもかかわらず、新聞にこうやって出ているということはどういうことなのか。当然、市のほうと

してみれば、千葉日報のほうに情報をリークしたんだらうなと思いますが、これがもし否決でもしたら、これはどうなるのか。これは、たしか私の記憶で2回目じゃないのかな。議案を議会でやっているにもかかわらず新聞に載って、もう決まったかのような報道をされたというのは、一体どうということなのか、それを聞かないと、私の2回目、3回目の質問はできません。お願いいたします。要は議会軽視じゃないのかということを行っている。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） お答えします。千葉日報の記者からの照会により、昨日、私のほうで説明をいたしました。まだ補正予算の審議中なのに決定したかのように書かれたということで、この件については抗議しなければいけないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） あくまでも議会軽視ではないと、そういうことであれば、私も安心するわけで、あくまでも、これはきちんとした抗議を、私の記憶が正しければ、たしかこれで千葉日報、2回目だと思うんです。私が最初に議員になったときにも、そういうのがありましたので、きちんとした抗議をお願いいたします。

それでは、私、2回目の質問を改めてさせていただきます。地方向け基金、今回の国のことでありますけれども、経済危機克服するのに単年度の予算措置だけでは対応できないと、これは国でこう言ってるわけですよね。財政事情が厳しい地方自治体の負担を極力軽くしながら、国民生活の安全網と地域活性化を同時に行うためには複数年度にまたがっての計画的な地方自治体を財政支援できる基金が必要であると、これは国が今回、言っているわけでありますが、46基金が盛り込まれている今回の経済対策の中で、このうち地方自治体向けの15の基金、総額2兆円を超えるものであります。15の基金について、私の知る限りは、まだ15全部はわからないわけでありまして、この15の基金を教えてくださいたいのが、まず1つであります。

それと、これは順番どおりじゃなくてランダムに質問いたします。まず、介護のほうについてお聞きます。これは千葉日報に載っていたのですが、県内の福祉介護職場の離職率が24.7%、全職種の平均の15.4%を大幅に上回ると。介護福祉士などの養成校、13校は大幅な定員割れ、昨年からの不況の中でも人材不足は解消されていないとなっております。県内の介護職員は2006年度で約4万7,000人いると。これから要介護認定者の増加に伴い、2011年度は5万9,000人、2015年度には7万5,000人が必要となる推測されていると、千葉日報に載っていたわけでありまして、勝浦において、この介護従事者は足りているのかどうか、その点も1点、お聞きしたいと思います。

それと介護のほうであります。今回、介護報酬が3%アップ、本年4月から2万円近く給料が引き上がった施設もあると聞いています。勝浦の場合はどうか、それもお聞きしたい。

今回のこの介護職員処遇改善交付金の取り扱いであります。私が言っちゃまずいのか。これは片手落ちなものであると。介護職員だけの給料を引き上げるというんじゃなくて、他の事務職員も給料を引き上げなければいけないんじゃないのか。介護に係る職員は同じであると、私はそういうふうに考えるものであります。執行部としてはどういうふうなお考えなのか、それもあわせてお聞きしたいと思います。

それと、携帯、ネットの件であります。平成19年12月に発表された内閣府による第5回情報化社会等青少年に関する意識調査によると、メール利用者では1日21回以上の中学生が男女とも35%以上、ネット利用では1日6回以上、同じく中学生の男女とも25%以上ということになって、その

ほとんどがホームページ、ブログの掲示板など、今、最も増えているのかもしれない。これを見てもわかるように、親は携帯電話を安全のためとか、家族との連絡のためのアクセスとして使っているつもりが、現実には子供たちは友人とのメールやインターネットへのアクセスとして使っていると。このような点から見ると、子供たちの携帯は、知っている者同士が話をする電話本来の道具ではなくて、会ったことのない人とのやりとりや、ネットにアクセスするための端末機としての利用となっているのが現実であると。このような状況の中で子供たちをネット被害から守ることは並大抵ではない。しかし、やらなきゃならないんです。

本年1月末に文部科学省が児童・生徒、携帯電話の使用に関する通知を出しました。何を今さらという思いでありましたけども、学びの場に携帯が不必要なのは当たり前のことであり、勝浦市でもそうではありますが、既にほとんどの学校は禁止はしていると思います。しかし、校内使用禁止が徹底されても、学校外での使用はやめられません。校内使用禁止だけでは根本的な解決にはなりません。学校や家庭に求められることは、利用に当たって便利さの裏に潜む危険性などの情報のモラルが必要であろうかと思えます。このような問題に取り組むには、まず利用実態を知っておくことが必要だろうと考えます。

そこで、勝浦市の小中学校における携帯電話の利用状況等、実態及び課題対策について、もう一度伺います。前提として、学校関係者を含む当局と認識を共有したい、そう思うからであります。

つまり、子供たちは未来の大切な宝であるということ、そして、ネット被害は我々の知らないところで急速に進んでおる、勝浦市では今、取り立てて表面化していないように見えるかもしれませんが、私たちの大切な子供たちを被害者にも加害者にも絶対にしていけないということでもあります。これは大人の責任でありますので、これからの質問にお答えいただきたいと思えます。

まず、携帯電話の所持率が年々高くなっておりますが、それだけに危険性も増えてきています。持ち込み禁止、有害サイト規制法の施行など環境整備も進んでいます。そんな中、直近の実態調査はいつ実施したのか、その結果、市内の小中学校の生徒の携帯電話所持率、学校への持ち込み、フィルタリングの実態やネット、メール等の使用実態などをどのように把握されているのか。

2点目、携帯電話は、その機能の点から依存度が極めて高くなります。睡眠不足や友人関係、家族関係の乱れ、学習意欲減退による学力低下などの悪影響が心配されます。勝浦市ではそのような日常生活への悪影響はどう考えているのか、お聞かせください。

3番目、携帯電話による被害者にも加害者にもなってほしくないというのは当然であります。しかし、このまま放っておくと、そうなってしまう可能性も含んでおります。今までにそういったことがあったかどうか、また、万が一そうなった場合、児童・生徒本人及び保護者への対処はどのようにされたのか。

5番目、全国の自治体の一部では携帯電話そのものを持たせないという動きが出ています。携帯による負の影響を取り除くとすれば、持たせないことが一番だと思います。個人的には複雑な思いですが、この点についての見解をお聞かせください。

それとスクールニューディール構想についてお聞かせください。先ほど市長の答弁の中に学校関係の耐震補強云々というのがありまして、これもスクールニューディールの一環であろうと思えます。予算の問題であろうなと思えます。予算の中には、学校ICT整備の予算、国が4,081億円のうち半分が学校情報通信技術環境整備事業が賄われると。残り半分が先ほどから話しております緊急経済対策に盛り込まれた地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用することになるというこ

とであります。全額国の予算で小中学校のICT化環境が整備できるとされていますが、でも、この地域活性化経済危機対策臨時交付金は、その他の公共事業にも活用できることから、市町村によっては学校への予算が回せないというようなことも考えられると伺っておりますが、勝浦市の場合、このスクールニューディール政策については耐震化云々の話しか出ておりませんが、例えば、太陽光パネルの設置、そういったものも積極的に取り入れなくてはならないだろうと。先ほどの市長から答弁いただきました地域活性化経済危機対策臨時交付金はまだ決定という話じゃないと。これからもんでいって、精査してやっていくということでもありますので、当然、私はもう少しこのスクールニューディール政策もろもろをこの中に入れてもらいたいなど、そう思うわけであります。ただ、この大規模な工事になりますと予算もかなりとりまして、ほかのものができなくなるという可能性もありますが、ひとつその点も考えていただきたいなど。

それと、1点、これは気になるというか、前回、前々回のお話の中で先輩議員の児安議員からも言われたんだらうと思いますが、校庭の芝生化というのものも、このスクールニューディール政策の中に入っております。運動会が盛んでありまして、風が吹いたときに表でお昼ご飯を食べるとするのは、砂が入って、ご飯にごましおみたいにかかったり、なかなか大変だと。そこに芝生でも植えて全面芝生であれば、そういう心配もなかろうかと、そう思うわけでもありますので、その点も含めて、今回のこの予算措置、恐らく7月、8月の臨時議会に出てくるか、また9月に出てくるかわかりませんが、そういったものにも対応してもらいたいと、そう思います。以上であります。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。基金の関係でございますが、15基金、これがどういうものがあるかということでございますけれども、正確なところはうちのほうも把握しておりません。ただ、平成20年度の2次補正予算で生活対策関係経費として4兆6,880億円、また雇用対策として1,600億円計上されておるわけでございますが、どうしても2次補正に関連する市の関係の予算とすると、生活対策臨時交付金を3月議会にご提案をし、翌年度に繰越明許という形でしたように、年度末にここのお金が来たわけです。2次補正につきましては、生活対策関係経費として家計緊急支援対策、あるいは生活安心確保等対策、あるいは中小・小規模企業支援対策、成長力強化対策、地域活性化対策、住宅投資、防災強化、いろいろな関連のお金は県のほうにプールといいますか、国から来ているケースが多いわけです。それを受けた県は、基金として実質的には平成20年度執行ができないわけでございますので、翌年度、基金として運用しているというケースが15基金と思われま。

主なものは、議員からご質問がありましたように、今回の緊急雇用創出事業基金であり、また今年度の1次補正になりますけれども、安心こども基金とか、国のほうで目的を示して、基金で使いなさいという2種類ございますけれども、そういう平成20年度の2次補正の関連として基金の数が多いいところでございます。

申しわけございませんけれども、財政課のほうでは全体の基金の名目については把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 介護サービスの事業者の介護職員の関係でございますけれども、平成21年度の介護報酬改定の関係で介護従事者の離職率が高く、人材確保が非常に困難であるという状況で、本年の通常国会で成立したところでございます。

そこで、議員ご指摘のありました市における介護従事者は充足されているのか、また、報酬アップに伴う市の現状及び事務職のアップは図られているのかというお話でございますけれども、勝浦市の事業者と申しますと、対象となる事業所は認知症対応型の共同生活介護施設でございます、グループホームあんしん勝浦でございます。受け入れ定数につきましては1ユニット9名で、満所の状態でありまして、介護人の関係では入所者3人に1人の割合の介護者が必要であるという形になっております。この施設は、24時間体制の3交替制でございます、職員は常勤は8名、非常勤は2名、その他管理者1名、代表責任者1名で運営しております。今のところ、円滑に運営しておりますというふうになっております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） 何点かご質問ありました。順次、お答えしたいと思います。

まず、携帯電話等に関する調査ということでございますが、5月末に本年度、調査いたしました。携帯電話につきましては、小学生は803名中42名所持しております。また、中学生は429名在席しております、249名が持っているという回答でございます。

なお、フィルタリングにつきましては、小学生42名持っている中で20名、フィルタリングを施してある。中学生のほうは249名中122名、両方とも約半分前後ですが、フィルタリングをしているという結果でございます。

携帯電話をどう考えているかということでございますが、これにつきましては子供たちについて、今後、社会生活を送る中で当然使っていかなければならないものだというふうに、私自身、認識しておりますが、その中で、午前中、教育長からも答弁ありましたが、そういうものをいかに使いこなしていくかということが大事なのかなど。

その中で今いろいろお話がありましたように、いじめといいますか、そういう悪影響等々が考えられてくるわけでございますが、これにつきましては、それぞれの子供たちの心といいますか、気持ちといいますか、態度といいますか、その辺は学校だけでは抑制できないのか、難しいのかなというふうに思っておりますので、家庭、地域と連携しながら、また、いろいろ犯罪につきましては県警のほうもサイバー犯罪関係の課もできているということでございますので、勝浦警察署、関係機関等にも協力していただきまして、地域の方にも協力いただきまして、育てていかなければいけないのかなというふうに思っております。

なお、学校では、基本的には持ち込みは禁止というふうになっておりますが、親御さんと子供さん、親に連絡して迎えに来てもらうとか、そういうこともあります。原則禁止でございますが、そういう場合には申請をして、学校で朝来たら預かって、帰りに返すというような形が基本形でございます。携帯についても、学校の中で盗まれたり、そんなことも考えられますので、一応、学校で預かるという基本的なスタンスでございます。

対策としましては、先ほど申し上げましたフィルタリング、これにつきましては有害サイト等をカットすると。県教委も申しておりますが、決まりをつくりまして、例えば友達個人情報はそのうところに書き込んではいけないよとか、電話といいますか、掲示板とか使って話をするなら知っている人とやりなさいよとか、親の前で使いなさいよとか、その辺のこととか、食事中とか、そういうときには使っちゃいけないとか、いろんな決まりがあると思うんですが、決まりもつくって指導していかなければならないのかなというふうに思っております。

次に、学校の裏サイトといいますか、こういうものについては、基本的にはだれも見れるよう

になっております。使う理由としては、友達が欲しいとか、友達と情報交換がしたいとか、知らない人と友達になりたいとか、そんな動機からそういうものを使うということで聞いておりますけども、人間ですから、欲求不満があった場合にそういうところへ書き込んでうさ晴らしをすると、そんなことも考えられるわけでございます。

これにつきましては、学校のほうで、こういうのは直接聞いても答えませんので、紙かなんかに無記名とかで書いてもらって、実際にそういうことが以前にありましたかということにつきましては、中学生が5名ほど悪口を書かれたとか、そのような回答がございました。学校のほうは、その書いた子供については大体わかりますので、個人的に学級担任なり、生徒指導担任なりを呼んでお話を聞いて、もしそういう書き込みの子がわかった場合には、大体わかるらしいんですけども、指導している。すぐに解決するわけじゃないですけども、時間をかけて話を聞いてあげて、そして、場合によっては家庭と連絡とりながら対処しているということで聞いております。

携帯電話について、睡眠不足等については、正直な話、今の段階では把握しておりませんが、基本的には早寝早起きということで学校は指導しておりますので、そういうことでお答え申し上げます。

次に、ICT関係のことでお話し申し上げます。まず、太陽光等の利用につきましては、現在のところ、教育委員会としては考えておりません。

芝生化のことにつきましては、私も学校へ何年か行ったことがあるわけですが、芝生植えまして、最初きれいでいいということでありますが、その後、グラウンドの状態、整備も時間かかるわけですが、草刈りからやっている中で、土がそこにたまってきまして高くなってきます。そうすると、グラウンドにでこぼこができてきまして、その辺でまた一度、全部芝生をとると。そして、また植えると、そういう繰り返しが続いている学校もあります。

これにつきましては、学校ともう一度、その辺、教育委員会といたしましても、芝生を植える植えないにつきましては、別途話し合いながら研究していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、刈込欣一議員の登壇を許します。刈込欣一議員。

〔6番 刈込欣一君登壇〕

○6番（刈込欣一君） 議長にお許しをいただきましたので、通告しました鶴原荒川線の勝浦市鶴原坂ノ下301番1外に建設が計画されている産業廃棄物管理型最終処分場計画についてお聞きします。

この場所は、株式会社MMIから平成20年7月28日に千葉県に事前協議書が提出されたと聞きました。この付近は、平成6年に同様の計画がありましたが、平成9年11月21日に事前協議を取り下げました。そのときの会社、勝浦市ウエストサービス株式会社の代表取締役が今回の事業者、株式会社MMIの取締役の任についています。

この計画の付近は、ゴルフ場を囲んで別荘地を形成し、リゾートホテルや簡易保険宿泊施設があり、予定地のすぐ真下には開校80年以上となる武蔵大学、武蔵高校、武蔵中学の海浜学校があり、夏の海水浴期間は鍛練の場所となり、ほかの季節はセミナー施設として学生・生徒、大勢の人が研修等に利用しております。また、近くには清海小学校、保育所施設もあり、建設されると、大気汚

染、悪臭、騒音等が非常に心配です。

計画地は海岸に接し、海に注ぐ川筋の水源地域でもあります。海岸は鶴原海岸、隣接する守谷海岸、吉尾海岸があり、鶴原・守谷海岸は、ともに平成8年に「日本の渚百選」に選定されたすばらしい海辺景色のある海岸です。守谷海岸においては、平成13年に「日本の水浴場88選」に、また平成18年に「快水浴場百選」にも選定されています。

鶴原海岸、吉尾海岸周辺には水産資源確保のため、禁漁区もあり、変化に飛んだりアス式海岸の磯根が続き、入江と海食崖の景勝地と知られる鶴原理想郷、東洋一の海中展望塔のある海中公園、海の自然を体験できる海の博物館、そして地球に残された最後の秘境へとダイビングスクールの開設などがあり、この周辺、一体が南房総国定公園に指定されており、自然と観光の宝庫であり、漁業の町でもあります。

このような自然の保護と環境の安全を守ることを後世に残し継続するのが私たちの使命と考えます。建設されることは、私たち周辺住民の生命や体に重大な被害を及ぼすおそれがあり、市の水産業、観光業に対する影響も甚大となると言わざるを得ません。

勝浦市において、過去には平成6年の鶴原地先の産業廃棄物最終処分場の計画、平成10年の部原地先の建設計画、そして平成13年の興津地先建設計画がありましたが、それぞれ住民の反対運動、また議会の決議書の提出等により、建設を断念し、実施に至っておりません。

今回、鶴原の産業廃棄物管理型最終処分場建設については、前回以上の反対運動が展開されています。産業廃棄物管理型最終処分場建設反対地元の会も発足し、鶴原区長を会長に守谷、吉尾、各区長を副会長等としていろいろな活動を実施しています。

処分場建設絶対反対の看板を東急道路を中心にして、現在、12カ所、17枚を設置し、事業者へのアピールはもとより、自動車等で勝浦を訪れる人たちに産廃反対を理解してほしいと実施しています。

また、署名運動の実施については、4地区の区長会を中心とした活動、また、漁業協同組合を中心とした活動、そして建設反対地元住民の会の活動等、大勢の方々の協力を得て展開しています。

平成20年9月には勝浦市議会定例会でいち早く反対の意見書を採択し、当時の堂本知事に提出しました。また、市長も平成20年9月、12月勝浦市議会定例会、また平成21年1月14日の産廃処分場反対地元の会との意見交換においても、明確に建設反対の意思表示をしていただきました。

平成21年1月20日には、県知事へ建設の設置許可をしないようにと、建設反対の会会員及び外記新勝浦漁業組合長に同行していただき、請願書を手交してきました。また、4月20日には株式会社MMIへ建設反対地元の会の反対決議書の手交、また、同時に近隣9軒の反対意思表示の手交も実施いたしました。勝浦市区長会、勝浦市環境市民会議、勝浦市環境審議会においても、それぞれ建設反対の意思を表明していただきました。

このように大勢の市民の皆様のお応援が大きな力となっておりますが、しかし、建設にかかわる手続は着々と進んでいるのが実態です。

千葉県からは2月27日に意見照会が届き、県の現地調査を3月6日に実施し、市からの意見回答を5月28日に県へ提出したと聞きました。

そこで私は質問させていただきます。1として、勝浦市は今後、この問題に対してどのような取り組みをしていくか。2として、意見回答の内容を具体的に説明してください。6月9日に市長の行政報告のときに報告いただきましたが、いま一度、ご説明していただきたいと思っております。

1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋秀男君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの刈込議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、勝浦市の今後、鵜原地区の産業廃棄物管理型最終処分場建設計画の問題に対する取り組みについてであります。本件に関しては議会初日の行政報告で経過等について申し上げたところでありますが、議員もご承知のとおり、平成20年7月28日付で本計画の事前協議書が提出され、同日に受け付けをした旨、千葉県廃棄物指導課から環境防災課に連絡があり、平成21年2月27日付文書により、同年3月6日に千葉県から廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第5条の規定により、勝浦市に対し意見の照会があり、同日に事業計画者より現地において事業計画の概要説明、現地確認を実施いたしました。

千葉県において受け付けし、勝浦市への意見照会までの約7カ月間につきましては、廃棄物指導課に対し、当計画の内容等の情報提供を逐次求め、情報の把握に努めてまいりました。

また、5月18日には、勝浦市環境市民会議、5月21日には勝浦市環境審議会を開催し、それぞれ建設反対の意見をいただいているところであります。

庁内におきましては、4月28日に関係課に対し、事業計画者から事業概要の説明を受け、当該事業計画に対する関係法令及び条例等の整合性について意見をまとめ、5月28日に千葉県廃棄物指導課に勝浦市としての回答書を提出いたしました。

なお、地域で行われている反対運動だけではなく、地域の環境保全上の特性を考慮し、一昨日の6月9日に千葉県知事に対し、事業計画に対する追加の意見書を提出したところでもあります。

今後におきましても、情報の収集、把握に努め、市民を初め、本施設の建設反対地元住民の会の皆さんと建設反対に努力してまいりたいと考えております。

次に、2点目の5月28日に千葉県へ提出した回答書の内容についてであります。これは議会初日の行政報告と重複する部分があると思いますが、その点はご了承願いたいと思います。

それでは、お答えを申し上げます。

これは千葉県の廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第5条に基づく意見照会でありまして、照会事項の1点目は、指導要綱第3条第3項に規定する土地利用計画及び環境保全に関する計画への適合状況について、2点目は、施設が立地する地域の環境保全上の留意点について、3点目は、法令及び条例等による勝浦市の所管に属する事務に係る手続等についての3項目でありまして、1点目の回答は、勝浦市総合計画（後期基本計画）における土地利用計画はないが、勝浦市地域環境総合計画では、市民が健全で良好な環境を享受でき、将来にわたり維持できるという長期的な視野に立った環境にかかわる施策を展開し、勝浦市観光基本計画においても、市民生活や地域環境問題を含め、観光振興施策体系の構築を目指している。

2点目の回答は、設置予定は総合保養地域整備法に基づく房総リゾート地区重点整備地区の区域内のほか、勝浦市のまちづくり方針で、自然と融和し、都市基盤整備に留意した計画的な整備を目的とした自然リゾート系複合ゾーン及び丘陵部斜面緑地ゾーンとしており、良好な緑地が現存し、その海岸線は風光明媚なリアス式海岸であり、鵜原理想郷や海中公園一帯は海岸特有の植物や磯など、自然観察フィールドとして活用されているだけではなく、漁業管理などによる豊富な水産資源を初め、海の自然の豊かさを確保するために、特に配慮した取り組みが行われており、建設予定地

の上流丘陵の近隣部にはゴルフ場を備えたリゾートタウンが形成され、下流域には全国有数の海水浴場を初め、本市を代表する観光施設があるなど、本市においては豊富な観光資源と水産資源の宝庫であり、それら基幹産業の保護、育成を積極的に推進しているが、計画される施設の耐震性については何ら対策が考慮されておらず、地震発生時における対策も何ら示されていないため、地震発生時において施設が破損した場合、有害物質の浸出水による地下浸透への影響や、近隣の学校保養施設、保育所や小学校があり、粉じんの飛散及び悪臭等による人体への影響も懸念され、本市において当該計画は好ましい施設とは認めがたい。

3点目の回答は、国土利用計画法、都市計画法、森林法、小規模埋め立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例、農地法等の許可申請等に係る事務手続をすることの回答といたしました。

以上で刈込議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。刈込欣一議員。

○6番（刈込欣一君） 2回目の質問をさせていただきます。今度、各論に入っていきたいと思いますので、ひとつよろしく明快なお答えをいただきたいと思います。

最初に、勝浦市は観光が重要な位置を占めている、これは皆さん、全く承知のことだと思います。観光は環境業とも言われるゆえんであると思います。海と緑の輝くまち勝浦という基本テーマに沿って、海をきれいにし、観光する場所をつくる、線でつなげ、面としてと、これはこの前の会議で私が聞いた言葉ですが、面として大きく広げることは大事だと思う。私もそのとおりだと思います。そして、その中に、黒い星と言ったら語弊があるかもわからないですけど、このような産業廃棄物処分場をつくるというのは、私の考え、皆さんも同じだと思うんです。もってのほかだと思っております。これについて、観光についてどのような影響があるかをお聞きしたいと思います。まず1点目。

2点目は、廃棄物処理場の中に農地、田んぼ、畑等がまだ点在しているというか、契約は峰岸さんのものになっちゃってるようなものなんですけど、いまだに農地のままだというようなお話を聞きましたので、その田んぼ、農地転用について教えていただきたい。

3点目なんですけど、先ほど市長がおっしゃった事業概要の説明についてなんですけど、これを各課で受けたと思うんですけど、そここのところで2点ばかり、私の感じたことというより、これはおかしいなというところがありましたので、こういうことが問題にならなかったのかどうか、そこら辺のところを聞きたいと思います。

まず、第1点目ですけど、立地条件のことなんですけど、ここに書いてあるのは、景観として施設所在地は圏央道木更津インターから車で約1時間の距離にあり、市道鵜原荒川線に面しており、高低差及び樹木により、ここなんです。高低差及び樹木により周辺地域から施設所在地を見ることはできないので、景観を害することがないというふうになってあります。

これは鵜原の住民、また、あそこの東急の人たち、簡保の人たち、これは一目瞭然で、今、あそこの屋上から見ると鵜原の湾からずうっと見えるわけですね。それが見えないというのはどういうことか、ちょっとわからない。ここら辺のことが今まで問題に出てこなかったのか。みんな聞いてしまったのかなということなんで、この場所について、どういうことがあるか、教えていただきたい。

もう一点は、あとは薬物が基準値以下とか何とかとうたってあるんで、これは私たちの考え方、また勉強した中から言うと、全くクエスチョンということがありますので、そこにはかかわりませ

ん。

それと、5、維持管理の中の(2)なんですけど、これを読ませていただきますと、浸出水処理施設から放流される水の水質は、千葉県の実況に定められた排水基準を大きく下回る値を目標値にして管理します。また、放流水が鵜原湾に流れ込んだ際にも、環境に影響を及ぼさないような目標値を設定して水処理を実施します。鵜原湾では放流水が海水によりさらに希釈されというのかな、薄められると。薄められるなら、何でこういう水を流すのか。さらにひどいのは、希釈された放流地点から50メートル沖に出ると、すべての測定項目で目標値以下になりますので、本最終処分場の稼働により、鵜原湾の海水に悪影響を及ぼすことはありません。ここなんです。私の一番気になるのは、この50メートル沖に出るとすべての測定項目が目標値以下になると書いてある。鵜原で海水浴に来る人は、50メートル先を泳いでないですね。ですから、この50メートルへ先へ行って薄められても意味が何もない。ボートに乗って50メートル先へ行って泳ぐかって、とんでもない話。ですから、これは何を意味しているのか全然わからない。

そして、この放流水が西ノ谷川、鵜原には海に流れ込む川は3本あります。東側の海水浴場、真ん中の苗代川、それとこの西ノ谷川、今度該当するのは西ノ谷川なんです。ただ、苗代川、私たちも小さいとき、あそこにウナギをとりに行ったり、フナを釣りに行ったり、ギンヤンマ、オニヤンマ、そういうトンボをとりに行ったりしていたんですね。ところが、この苗代川が全く汚くなった。今は何もいません。いるのは、この前、児安議員がおっしゃったような、あの川と同じようなイナッコだけ。それはどうしてかという、上のほうに大きなゴルフ場とか、そういうのが関係してるんじゃないかなというふうに推察できる。

今度の西ノ谷川にこれが直接流れてきたら、どのようになるか。押して知るべしだと思うんですね。この西ノ谷川というのは勝浦市の管理している河川というお話も聞いていますので、この放流水をこの川に流せないような手だてはないものか、そこら辺のところを聞きたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。お願いいたします。

○議長(高橋秀男君) 答弁を求めます。最初に、近藤観光商工課長。

○観光商工課長(近藤勝美君) 観光に対する影響ということで、産業廃棄物の最終処分場は勝浦市の観光業にどのような影響が起こるかのご質問でございます。産業廃棄物処理場は、南房総国定公園内の風光明媚な海岸、鵜原海岸、守谷海岸、吉尾海岸などが近いこと。また、当該施設の下流地域には日本の渚百選に選定されている鵜原・守谷海水浴場や鵜原理想郷、海中公園など、勝浦市を代表する観光施設があり、この地域の持つ自然環境豊かな勝浦市の海洋観光の中心的な観光地としてのイメージを著しく損ない、観光客の減少を招く等の影響が懸念されます。以上です。

○議長(高橋秀男君) 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長(関重夫君) それでは農地の関係でお答え申し上げます。産業廃棄物の最終処分場の計画予定地内に地目上、田と畑が現在ございます。田につきましては、13筆、面積が5,516平方メートルになります。畑につきましては、5筆で755平米となっております。現在、条件つき所有権移転の仮登記となっておりますので、今後、この最終処分場の計画を遂行するに当たりましては、農地法第5条の規定に基づきまして、農地転用の許可申請手続が必要になるということでございます。以上です。

○議長(高橋秀男君) 次に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長(酒井明君) それでは、お答えいたします。1点目の景観を害するのではないかと

いう質問なんですけども、先ほど市長答弁の中にもありましたけども、上流域にありますリゾートタウン方向からでの景観を考えますと、何らかの影響が出てくるのではないかと考えております。

次に、放流水の基準値並びに沖合50メートルでの目標値以下というような件でございますけども、その件に関しましては4月28日に開催いたしました事業計画者による庁内関係課への事業概要説明会におきまして同様の疑問が生じたわけでありまして。その際に説明を求めましたところ、事業計画者はあくまでも浸出水処理施設から放流水の水質は、すべて目標値以下である。事業概要に記載されている意味は、沖合30から50メートル地点での海水と同程度に希釈される意味であり、環境計量士を常駐させ、科学的管理を行うというような説明でありました。

放流水に限らず、疑わしい有害物の流出や飛散等が絶対にあってはならないと考えており、水質汚濁防止法においては基準に適合しない排水を排水するおそれがあるときは、排水処理方の改善及び一時停止を都道府県が埋めることができることとされておりますので、浸出水処理施設だけでなく、施設全体の維持管理について監視を徹底するように、千葉県に対し強く求めてまいりたいと考えております。

次に、排水の関係でありますけれども、事業計画者側ではきちんとした構造物で施工するという説明があったわけでございますけども、その辺に関しましては関係課とよく協議してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。刈込欣一議員。

○6番（刈込欣一君） 最後の質問というか、またお願いという部分がありますので、そこら辺のことをお話ししていきたいと思っております。

最初に、先ほどの立地条件の中なんですけど、場所も悪いし、あそこは北風、南風が学校のほうから向かってくると、海からだと南風、山からだと北風ということで通り道になります。そうすると、そこら辺の大気汚染で非常に厄介な部分になりますので、まずこの立地条件からだめだというふうに考えていただければなと思っております。

それと、この鵜原の立地なんですけど、鵜原では今から440年前、上総の漁場が北へ北へと進む時代があったというんですけど、その当時の柴代奎衛門さんという人がいるんですけど、その柴代奎衛門さんというのは、清海小学校のすぐ隣の大きなおうち、この方が先頭になって、このときに相葉、宇佐美、君塚、吉野、保呂田、海老根、浅野、こういう方々を連れてきて、その鵜原の漁業をつくったというような大きな話があります。

ですから、その人たちにも、もしここができちゃったら、先祖に申しわけないという部分もあります。これからの子供たちについても、生活とか危惧するものがありますので、私も反対の会の一人の理事としてお話を聞くんですけど、その中にもこういうものじゃなくて、ほかのものに転用して、一緒になってできるようなものというようなお話をする方もいらっしゃると思いますので、そこら辺のところを、もし行政のほうで、そういうまた事業者と話し合う機会があったら、そういう提案もしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、私、この勝浦市の環境白書2007、平成20年3月31日に発行したという中で、ここに勝浦市環境保全条例というものがあるんです。私もこういう機会がなければ、なかなか目を通さなかったと思うのですが、目を通した中で、目的は、本条例は生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、また公害防止のための規制を行うことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としますと、こういうふううたっています。

責務として、市は環境の保全を図るため、地域の自然社会的条件に応じた施策を策定し、実施し、また環境の状況、その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供しますというふううたっています。

また、事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、または自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じ、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を要しますと。

また、市民については、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努め、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとしますと、このようにうたっています。

ですから、事業者も私たちも市も一体になって、こういう環境をよくしようと。端的にはそういうことだと思えます。ですから、今回の件については、なかなか鶴原市民も、勝浦じゅうの人たちも納得しないようなことなので、私たちも事業者にお会いします。また、行政のほうでも、ぜひそういうときがありましたら、機会あったらいろいろお話ししていただきたいというのが会のほうの願いでもありますので、ひとつよろしく願いいたします。

また、千葉県には千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例というものがあります。これが平成20年3月28日に公布し、施行日が平成20年4月1日、ですから、できたばかりの条例なんですね。これを読ませていただきますけど、条例の前文で「私たちの住む房総は、黒潮と親潮とが交わる太平洋に面する広大な砂浜や変化に富んだ海岸を背に、たおやかな丘陵とのびやかな台地が広がり、水と緑の彩り豊かな様相を見せている。また、歴史や文化が織り成す様々なまちなみ、人と自然との営みが調和しつつ維持されてきた田園や里山等が形づくられている。」、こういう文がありまして、最後は、「そこで、良好な景観の形成について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、県民一人ひとりが誇りと愛着を持つことのできる景観を実現するという目的を達成するため、ここに千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例を制定する。」と、このようにうたっています。

確かに私たちのところも親潮、黒潮等の交わる本当にすばらしいところです。そういうことがありますので、そこら辺、よく考えていただいて、こういう条例から環境をよくするということができると思います。私たちも一生懸命やります。これは私たちの要望になりますので、行政の皆さん、また、議員の皆さん、これから私ども一生懸命やりますので、ひとつよろしくご指導いただければと思います。お願いいたします。以上で終わります。

○議長（高橋秀男君） これをもって一般質問を終結いたします。

散 会

○議長（高橋秀男君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
6月12日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後2時23分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問